

取扱区分：「公開」

令和4年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年7月11日（月）10時00分

於：周南市役所 委員会室3

令和4年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和4年7月11日(月) 午前10時00分 ~ 午前10時50分

2 場所 周南市役所 委員会室3

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第6番	高 橋 恵	第7番	田 中 榮 作
第8番	歳 光 時 正	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第5番 白 石 純 治

(3) 事務局職員 3人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一		

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 11件

第3 報告事項

報告第44号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 12件

報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 2件

報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について 8件

報告第47号 農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について 3件

報告第48号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について 1件

報告第49号 農地等の買受適格証明書を交付した者に係る農地法第3条第1項の規定による許可について 1件

報告第50号 非農地判断の結果について 1件

報告第51号 現況が農地でないことの証明等について 8件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第5番・白石 純治 委員の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時00分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第7回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第1番・秋貞 啓子 委員、第7番・田中 榮作 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

1 ページから 3 ページの議案第29号は、1 議案11件です。

それでは、番号 1 番についてご説明いたします。

申請譲受人は、建築工事に必要な資材置場等を設置しようとするものです。

主な内訳は、型枠、鋼管等の資材及び残土の置場としてそれぞれ 300平方メートル、重機等車両の駐車場 6 台分です。

譲渡人は、これから耕作できる見込みがないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、大河内市民センターから東約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第29号 1 番について補足説明いたします。

去る 6 月22日に事務局、地区担当推進委員と現地確認、6 月28日に譲受人と電話にて意思確認、6 月28日・29日に譲渡人と譲渡人の自宅及び、電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は雑草が生えておりました。

譲渡人渡しの話では、2 年前までは耕作していたものの、その後

は農業後継者もなく耕作していないとのことでした。

この度、譲渡人に譲渡し、有効利用してもらいたいとのことでした。

譲受人は隣接市の建築関係の事業者で、事業拡大に伴い、資材や工事車両の置き場等の確保が必要となり、申請地周辺の土地と一体利用することで十分な広さを確保できること、交通の便も良い事等を考慮して申請地を譲り受けたいとのことでした。

申請地周辺は河川、道路で汚水の発生もなく、雨水も河川への放流で周辺農地への影響もありません。

住宅からも距離があり、騒音等の心配もないと考えます。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました
が、特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

ネル設置面積 433.22 平方メートル、パネル枚数 168 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、現在耕作することが困難で、後継者もいないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、勝間駅から南約 90 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は鉄道の駅から 300m 以内の農地で第 3 種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第29号 2 番について補足説明いたします。

去る 6 月 22 日、事務局と現地確認、及び、6 月 27 日・28 日に電話にて申請代理人と意思確認、7 月 6 日・7 日に電話及び、現地にて周辺農地耕作者に意見聴取いたしましたので、報告いたします。

申請地は雑草が繁茂しておりました。

譲渡人及び周辺耕作者の話では、約 10 年近く水稻は栽培していないとのことでした。

その後、隣接農家が、時々畑として利用していたものの、約 3 年前から耕作していないとのことでした。

譲渡人は、農業後継者もおらず、今後も耕作できないと判断し譲り渡したいとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり、土地を探していたとこ

ろ、日当たりのよい申請地が適地であると判断し取得するとのことでした。

周囲は道路、農地及び、擁壁を経て高い所に宅地が隣接しています。

住宅とは高低差もあり距離もあることからパネルの反射による照りの問題はないと考えます。

周辺農地を実質的に管理されている耕作者にも現地にて意見をいただき、申請代理人にその旨を伝え、対応できると確認しました。

隣接道路が狭いため、施工についても質問したところ、許可後、隣接する宅地駐車場を借りて、そこからユニックにて搬入する方法も検討しているとのことでした。

また、草刈り等管理に関して、年2回行うこと、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示板を設置するなど管理計画も確認いたしました。

太陽光発電パネルのみの設置で、日当たり等周辺農地への影響もないと考えます。

汚水の発生はなく、雨水は現状と同じ農業用水路への放流です。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（山下会長）

異議がありませんので、議案第29号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、事業に必要な資材置場等を設置しようとするものです。

主な内訳は、電柱100本及び砂利、砂10立法メートルの置場、工事用の高所作業車2台とユニック車2台の駐車場、社員用駐車場5台分です。

譲渡人は、遠方に居住し、耕作の見込みもないことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、；徳山西インターチェンジ出口から南東約380メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案29号3番について補足説明します。

本申請は、電気設備業者による資材置き場として、権利移動許可

申請をするものです。

地目は田で一筆 746 平方メートルです。

6 月 22 日に、事務局、推進委員、譲渡人の代理人、私の 4 人で現地確認調査をしました。

譲渡人は県外へお住まいで、相続した土地ですが耕作する事ができず、この度お話があり譲り渡すことにしたそうです。

地目は田ですが、現状は盛土がしてあり畑状態でした。

譲受人とは 7 月 6 日電話にて意思確認をしました。

業務拡張に伴う資材置場が必用となり、適地が見つかり購入することにしたそうです。

調査項目にしたがい調査しましたが問題ないものと思います。

なお、申請譲渡人によれば、本農地は、平成 7 年に田から畑に農地改良を行い、平成 16 年に亡父から相続により取得したものとことです。

譲渡人の亡父は、スイカ等の野菜や果物を耕作していましたが、譲渡人は県外に居住していたことから、相続後は本農地の耕作ができなくなったとのことでした。

現在の盛土の状況が、農業委員会の同意を得た内容であるか否かは不明ですが、管理が十分でなかったことは、譲渡人として深く反省しているとのことでした。

相続以前のことでもあり、時間の経過から考え承認したいと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第 29 号、番号 3 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議長（山下会長）

議案第29号、番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積412.59平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地の耕作の見込がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

12番弘中です。

当案件につきましては、先に譲渡人、譲受人双方について、譲り

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第12番弘中委員

渡しの契約が確定していることについて確認をいたしました。

去る6月22日、現地調査を事務局、推進委員と共に現地調査をいたしました。

この一帯はおおむね平坦な地形の耕作圃場が連担している農地でありまして、太陽光発電設備の設置への適切な農地であろうという判断がなされてのことだと思えます。

これが転用にあたっては、他の農地へ悪影響を及ぼすような背景というものは別段ないと思われまして、各許可要件を満たしているものと見受けられます。

譲渡人と現地で会い、譲渡する経緯や事情についてお話を伺い、農業後継者がいないということから申し出を受けることにしたと聞きました。

以上、現地調査の結果でございます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 412.59 平方メートル、パネル枚数 160 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、農地の耕作の見込がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約 260 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

当案件につきましては、4 番の農地と隣接した地域でありまして、転用については全く 4 番の案件と同じような条件の農地であります。

転用後における周辺への悪影響は考えられませんし、各許可要件は満たしているものと見受けられます。

これの現地の調査につきましては、6 月 22 日、現地調査を事務局、推進委員と共に現地調査いたしました。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第 29 号、番号 5 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積438.38平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地の耕作の見込がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約310メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第12番弘中委員

12番弘中です。

この6番につきましても、先ほどの4番、5番と隣接した地域の農地でございます、参考資料にも図示されておりますように、比較的平坦な地域での農地の転用であります。

これも6月22日に4番、5番の案件とともに、事務局、推進委員と共に現地調査いたしました。

転用による周囲の農地に対する悪影響はないものと推察されます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号6番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

申請譲受人は、植樹して土地を管理しようとするため、サクラ6本、ツツジ10本を植えようとするものです。

譲渡人は、県外に住み農地の管理ができないことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、白鳩学園育英館から南約 280 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

第18番山下委員

第18番の山下です。

番号7番について、去る6月23日に、当該区域を担当する農地利用最適化推進委員と事務局と私の3人で、現地調査を行うとともに、同日、申請譲渡人、譲受人の代理人である譲受人の御子息の双方に電話をし、状況を確認いたしました。

申請地は、2枚の田となっていました。耕作されておらず、短い草が生えていました。

譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人は相続により申請地を取得したものの、県外に居住のため管理ができず、兄である譲受人に贈与しようとするもので、譲受人は、観賞用として植樹をし、土地を管理するとのことでした。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

ただ今の議案第29号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号7番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号8番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 292.71 平方メートル、パネル枚数 136 枚を設置するもので、発電出力は 38.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、農地を維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、菊川市民センター富岡分館から北西約 430 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤原委員

14番、藤原です。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第14番藤原委員

議案第29号8番について、6月23日に事務局の方と、推進委員2名で現地調査を行い、7月9日に譲渡人及び譲受人の代理人に電話にて意思確認及び聞き取りを行いましたのでご報告いたします。

現地は左側が道路に面していますが、道路より低い位置にありました。

背の高い草が一面に生い茂っており、進入路や不整形地の確認は、はっきりできませんでした。

譲渡人の話によると、耕作していた人がいなくなり、5年ぐらい休耕状態で、3、4年前から太陽光発電設備設置施設として購入したいと言われ、売買契約をしたので譲渡したいとのことでした。

譲受人の代理人は、「申請地は太陽光発電施設として、日射量、広さ、価格等総合的に判断して適していると判断した。本件を譲受人にあっせんした会社が、隣接農地の所有者や、近隣住民に太陽光発電事業について説明をしてまわったが、特に問題なく受け入れてもらった。申請地のまわりには、フェンスを設ける。70センチぐらいの段差の不整形地があるが盛土や切土はしないで整地だけ行う。現地には太陽光発電標識を設置し、管理責任者連絡先を明記する。防草シートを設置、年に数回事業者による草刈り等を実施する。」とのことでした。

また、今回の譲受人は定年退職後、法人として太陽光発電事業を山口市等でおこなっており、頻繁に現地の見回りをされており、草刈りも息子さんも手伝って、一緒にされているとのことでした。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議長（山下会長）

議案第29号、番号8番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号9番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号9番についてご説明いたします。

申請譲受人は、現在の駐車場が手狭になったため、隣接する土地を取得し、運送事業に必要な駐車場を設けようとするものです。

内訳は、大型車27台、中型車8台その他10台です。

譲渡人は、農地の維持管理することが困難となり、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水駅から南東約140メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

なお、土地利用計画図で、この申請地に接する19番2及び19番11の一部で通路部分として示しています土地は、譲受人の土地で、既に農地ではなく、営業所及び駐車場として利用している土地で、現状のまま活用しようとするものです。

農地区分は鉄道の駅からおおむね300m以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

17番の笠井です。

議案第9番について、去る6月27日、事務局、推進委員と3人で現地確認をいたしました。

申請者には電話にて意思確認、内容確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

なお、補足説明として、申請地はJR高水駅前に位置しています。

申請者は3年前にお父さん、本年4月にお母さんを亡くされ、以前は家族全員で協力し稲作を栽培されていましたが、以前のウンカ被害から休耕されてきました。

また、この農地は進入路が狭く、トラクター、コンバイン等が入らず、耕運機、バインダーで作業し、はぜ干しをされてきましたが、もう限界ということで、休耕されてきました。

隣接者より購入の意向があったので、譲渡することとしたとのこと。

譲受人は陸運会社で、以前、手前の隣接地に5条許可転用で車両置場を購入し、駐車場として整備をされていますが、この駐車場が手狭になったため、今回隣接地を譲り受けることにしたとのこと。

なお、進入路はこの駐車場を通過して入ることでした。

周辺農地は耕作されている農地はなく、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号9番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号9番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号10番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号10番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積407.44平方メートル、パネル枚数158枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地の耕作の見込がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水近隣公園から北西約210メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区分が定められている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第17番笠井委員

笠井委員

17番の笠井です。

議案第10番について、去る6月27日、事務局、推進委員と3人で現地確認をし、申請者にも現地で確認しました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで、間違いありません。

補足説明として、申請地は国道2号線沿いの農地です。

現況は雑草が生えていました。

この農地は親からの相続ですが、所有者は家族経営のお店を営んでいるため人手がなく、20年くらい休耕されていますが、年数回、草を刈って、農地維持はされていました。

しかし、本業の仕事も忙しいのと、自身高齢のため、今後も耕作することができないため、譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業者で、適地を探していたところ、休耕している農地があったため、購入することにしたとのことでした。

なお、隣接地など土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し、了解を得たとのことを確認しました。

以上、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号10番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号10番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

議長（山下会長）

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号10番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号11番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号11番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地の耕作の見込がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水近隣公園から北西約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区分が定められている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

17番の笠井です。

議案第11番について、去る6月27日、事務局、推進委員と3人で現地確認、申請者には電話にて確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

ん。

補足説明として、申請地は国道2号線沿いの農地で、議案10番の農地の下流の隣接地です。

現況は雑草が生えていましたが、この農地は所有者宅から離れて位置しているため、長年休耕されていましたが、年数回、草を刈って農地維持管理されていました。

しかし、今後、高齢であることから継続が困難であるため、譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人は、太陽光発電事業者で、適地を探していたところ、休耕している農地があったため、購入することにしたそうです。

なお、隣接地など土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し、了解を得たとのことを確認しました。

以上、問題はないと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号11番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号11番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号11番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第44号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の

議長（山下会長）

届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

4 ページから 8 ページまでの報告第44号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は12件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第44号を終わります。

続きまして、報告第 45 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9 ページの報告第45号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第45号を終わります。

続きまして、報告第 46 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページから11ページの報告第46号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページの報告第47号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件です。

番号1番から3番について、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号「農地法第6条第1項の規定による農地

所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページの報告第48号は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを事業年度終了後、3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備され、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、事務局長専決により書類を受理しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号「農地等の買受適格証明書を交付した者に係る農地法第3条第1項の規定による許可について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第49号は、令和3年第4回総会の議決を経て買受適格証明書を交付した者からの、農地法第3条第1項の規定による許可申請でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により許可いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第49号を終わります。

続きまして、報告第50号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第50号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は1件です。

判断の結果、農地に該当が1筆、92平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから17ページの報告第51号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したため、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は8件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第51号を終わります。

議長（山下会長）

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第7回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時50分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年7月11日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 田 中 榮 作